

一般社団法人古代日本の癒し普及協会監修グッズ企画・開発について

<趣旨>

一般社団法人古代日本の癒し普及協会（以下「当協会」といいます。）は、当協会が、気功療術または健康に役立つと認め、監修した商品を当協会監修グッズと認定して、シンボルマークである「かたのマーク」をアレンジしたシールの貼付を認めることになりました。

当協会は、この機会に、広く一般から、グッズの企画を募集することにしました。片野貴夫（以下「片野」といいます。）の養成講座を修了した当協会会員には、審査手数料及びグッズ監修料の割引があります。

<グッズ認定の流れ>

申込者の発案に対して、審査を経てアドバイスを行った後、当協会監修グッズと認定し、そのグッズに「かたのマーク」（証紙）を提供いたします。認定を受けた者は、当協会監修グッズと認定された商品に、「かたのマーク」（証紙）を貼付して、当協会監修グッズとして商品を販売することができます。

企画・開発

- ・ 監修グッズは、片野氏の行っている気功治療および健康に役立つことが条件となりますが、日用品、文具、雑貨、衣類、アクセサリなど分野を問いません。
- ・ 当協会の事前の承諾を受ければ、グッズのデザインの中に、片野の直筆の形や古代文字を組み入れることもできます（書き下ろし税抜 5,000 円）。
- ・ 「かたのマーク」自体は、商品のデザインに組み入れることはできません



審査依頼

- ・ 依頼資格及び依頼期間を設けておりませんので、審査依頼は、いつでもどなたでもできます。一般会員・プロ会員には審査手数料の優遇（割引）があります。
- ・ 審査依頼をされる方は、当協会に対し、E-mail または郵送で、必要事項を記載した上で、企画書をお送りください。なお、E-mail による場合は、件名に「グッズ審査依頼」とご記入ください。
- ・ 当協会では、企画書等の書式及び書類も準備しておりますので、ご希望される方はご請求ください。
- ・ 審査依頼にあたっては、必要に応じて依頼者自身で権利保護等の措置を講じ

てください。

- ・ 未成年の方が審査依頼される場合、親権者の同意が必要です。

<送り先>

電子メールの場合は → Address ; info@kodaiiyashi.com

郵送の場合は → 〒271-0052 松戸市馬橋 301-1 片野ビル 2 階
からだと心のヒーリングスタジオ真南風内
一般社団法人 古代日本の癒し普及協会

件名：「グッズ審査依頼」

必要事項：1 氏名

2 ふりがな

3 郵便番号

4 住所

5 電話番号（携帯でも構いません。）

6 メールアドレス（当会のメールアドレス(info@kodaiiyashi.com)
を受信可能な設定にしてください。）

7 会員番号（会員でない方は不要です。）

企画書：①グッズ名、②グッズの概略、③主な効果、④デザインイメージ、
⑤製造方法、⑥販売予定価格、⑦販売見込数、⑧販売方法

※ 協会が効果を確かめる必要があるものは、本審査時に試作品をお持ちいただくことになります。

※⑥については「下限の金額」があります（詳細はお問合せください。）。



書類選考

- ・ 当協会は、依頼者の書類を受領した後に、書類選考をします。
- ・ 書類選考通過者には、本審査の候補日程や審査手数料のご案内をします。
- ・ 本審査実施の3日前までに審査手数料を指定口座にお振り込みください。お振り込みがないときは、本審査をいたしません。

審査手数料は、次のとおりです。

◎審査手数料 1 商品 30,000 円（税抜）

会員割引の場合 1 商品 10,000 円（税抜）

◎片野の書き下ろしの文字や形が必要な方 +5,000 円（税抜）

なお、色が異なっていたとしても形状が同じであれば1商品とみなします。



本審査

- ・ 依頼品ごとに、片野（又は当協会）が審査いたします。必要に応じてアドバイスします。時間をかけて被験者の効果を確認する必要があるものは、依頼品（試作品）をお預かりする場合があります。
- ・ 本審査は、対面のほか、メールまたは **Zoom** などで行うこともあります。
- ・ 依頼品が監修グッズに認定されなかった場合、手数料 10,000 円を差し引いた上で、残りの審査手数料をお返しします。今回の審査で依頼品が監修グッズと認定できない場合でも、代案があれば提案いたしますので、改良の上、再依頼することもできます。



監修グッズ認定

- ・ 本審査の結果、依頼品が監修グッズの認定を受けたとき、依頼者と当協会との間で、契約書を締結していただきます。
 - ・ 監修グッズには、グッズ毎に「承認番号」を付与します。当協会では、グッズ管理を「グッズ名」及び「承認番号」で行います。
 - ・ 監修料として、当協会に対し、該当グッズの販売価格の 8 %（税別）を納付いただきます（プロ会員及び一般会員は 5 %（税別））。事前に申し出た「販売数」分のかたのマーク（証紙）を協会から事前に購入していただきます（証紙の実費 100 円税別と送料は、依頼者の負担となります。）
 - ・ 依頼者は、かたのマーク（証紙）を監修グッズのパッケージまたは監修グッズ本体に貼るなどして、当協会の監修グッズであるということをアピールすることができます。
- ※ かたのマーク（証紙）は、審査に通った監修グッズのみに使用することができ、それ以外の商品には使用できません。
- ・ 依頼者が希望すれば、当協会ホームページと販売先にリンクを貼ることができます。
 - ・ 依頼者が当協会の会員資格喪失したとしても、それまでに購入したかたのマーク（証紙）はそのまま利用することができますが、その後にかたのマーク（証紙）を購入する場合、監修料の会員割引の特典はなくなります。
 - ・ 当協会は、依頼者がかたのマーク（証紙）を監修グッズ以外の商品に貼付した場合、販売価格について虚偽があることが判明した場合は、差額をお支払いいただきます。その他、監修グッズの認定を受けるのにふさわしくない事由が判明したときは、監修グッズの認定を取消します。